

人事・労務を見つめる・・・

omi-Planning Land-



平成29年 3月号 Vol.123



撮影 抽

大阪府東大阪 春の訪れ_

撮影者 久保田 裕美

今月のTOPICS#

【人事·労務】

- ・転職者300万人回復 40代に即戦力需要
- ・教えて! 労災 海外に出張したときや駐在中のケガ は労災が適用される?

【医療・介護】

・認知症で免許更新不可、来月から

【その他】

- 対策はお済みですか?「従業員による介護」を とりまく最新事情
- ・春・夏・冬のはなし Vol.75
- ・今月の書籍紹介「加害者家族」
- ・3月の税務と労務の手続き [提出先・納付先]



のぞみプランニングは「健全な事業 運営」「働く人々のやる気の向上」 等を応援する 社会保険労務士を中 心としたコンサルティングオフィス です。

人に関する法律の専門家として、あらゆる相談、ト ラブル解決のお手伝いをします。また、他士業(弁 護士・公認会計士・税理士・中小企業診断士・行政 書士・FP等) との幅広いネットワークでトータル 的にバックアップします。

【発行元】合同会社のぞみプランニング 〒530-0012 大阪市北区芝田 1 丁目 4-17-9F TEL (06) 6377-6177 FAX (050) 3488-0145

【企画・編集】合同会社のぞみプランニング 〒530-0012 大阪市北区芝田 1 丁目 4-17-9F TEL (06) 6377-6177 FAX (050) 3488-0145

理念:「共に学び、共に育み、共に分かち合う」 http://www.nozomiplanning.com/



◆人事労務◆

■ 転職者300万人回復 40代に即戦力需要

2008年のリーマン危機後に大きく落ち込んでいた転職者数ですが、2016年は7年ぶりに300万人の大台を回復しました。

総務省が 2月17日に発表した2016年の労働力調査(詳細集計)によりますと、転職者数は前年より8万人増えて306万人となりました。これは2009年の320万人以来の高水準で、リーマン危機前のピーク(346万人)に向けて着実な回復が進んでいます。



1990年代以降、パートや派遣など雇用期間が不安定で転職率の高い非正規雇用の割合が上昇することで転職市場は成長を続けてきましたが、こうした「転職は非正規が主役」という常識も崩れかけています。

調査内容を具体的に見てみますと、 $45\sim54$ 歳の転職者数は 50 万人と、統計を遡れる 2002 年以降では過去最多を記録しています。実際の人数では $25\sim34$ 歳(77 万人)等の若年層を下回るものの、ここ 3 年間で 10 万人増えており、増加テンポが速まっているのです。人手不足やグローバル化で中年層の管理職らにも転職の門戸が広がるなど、労働市場において大きな構造変化が進んでおり、「転職 35 歳の壁」はもはや過去の姿になりつつあるとも言えます。

この背景にはベテラン管理職へのニーズが強まっていることがあります。今の 40 歳前後は 1990 年代末から 2000 年代初めの就職氷河期の世代であり、企業内で経験を積んでマネジメント能力を高めた人材が上の年齢層よりも手薄とされています。そのため外部に管理職を求めるケースが増えてきていると言えます。

その一方で、専門性の高い人材の需要も大きくなっています。求人サービス大手のインテリジェンスがまとめた 1 月の中途採用求人数は、前年同月より 23.4%多い約 16 万件で、26 ヵ月連続で過去最高を更新しています。中でも電気・機械の技術者が 35%増、企画・管理も 27.9%増と大きく伸びています。

転職市場の需給が引き締まりつつあることで収入面にも好影響が現れています。厚生労働省によると、転職で元の職場よりも年収が増えた人は、2015年に初めて減った人を逆転しました。特に「1割以上賃金が増えた」と答えた人の割合も高まっています。

しかし、転職市場をさらに拡大させるには企業の退職金や賃金制度の改革が避けて通れません。一般的な企業では賃金カーブが 40~50 代にかけてピークを迎えるため、若手に比べると管理職候補の年代は転職に踏み切りにくいとされています。退職金も長く勤めるほど有利な仕組みであり、厚生労働省の調査では、正社員向け退職金制度を持つ会社は全体の7割にも及びます。こうした点を改善しなければ、人口減で労働力供給の制約が強まる中、企業の有能な人材を確保することが難しくなってくるのは確実です。

それには企業努力に加えて政府による後押しも不可欠です。現行の退職所得控除は勤続年数が 20 年超で控 除額が大きくなっており、転職せずに定年を迎える方が有利な税制です。

より柔軟な転職市場へと変貌させるには、年功重視、転職者に不利な税制面の見直しや、転職した場合の企業 年金資産の持ち運びを可能にする等の法改正の実施が急務と言えます。



■ **教えて! 労災** 海外に出張したときや駐在中のケガは労災が適用される?

・近々、海外に支店を開設します。はじめに、日本で勤務している社員を出張させて現地支店の立ち上げを行い、その後は $1\sim2$ 年程度の期間、駐在してもらう予定です。もし社員が海外で業務中にけがをした場合、労災保険は適用されるのでしょうか?

A. 海外出張中のけがについては、特に事前の手続きをしなくても、国内出張の場合と同様に労災保険が適用されます。その後の1~2年程度の駐在については、「海外出張」と「海外派遣」のどちらにあたるかによって対応が異なります。

◆ 海外派遣者の特別加入制度

労災保険は本来、国内にある事業場に適用され、そこで働く労働者が対象となる制度です。国内の事業場に雇用される人が「海外出張」に行く場合であれば、特別な手続きをしなくても、国内の事業場の労災保険が適用されます。

しかし、転勤などで海外の事業場で働く人(「海外派遣」といいます)には労災保険は適用されません。 この場合は、赴任先の国の災害補償制度の対象となりますが、その内容が十分でない場合もあります。 そこで労災保険では海外派遣される人について特別に任意加入を認めています。これを「海外派遣者 の特別加入(第3種特別加入)」といいます。

◆ 「海外出張」と「海外派遣」

「海外出張」と「海外派遣」の違いはどこで判断されるのでしょうか。一般的に短期のものが出張で、 長期のものが派遣と考えがちですが、期間の長短で決まるものではありません。

「海外出張者」は、働く場所が海外にあるものの、国内の事業場に所属し、国内事業場の使用者の指揮に従って勤務する労働者です。一方「海外派遣者」は、海外の事業場に所属して、海外の事業場の使用者の指揮に従って勤務する労働者等です。

勤務の実能によって総合的に判断されますが 一般的た違いを例示すると下表のようにたります

到物の大窓によって脳口がに刊聞さればすが、 IXDが基準でで例がすると下衣のようになりより。		
	海外出張(例)	海外派遣(例)
業務内容	①商談	①海外関連会社(現地法人、合弁会社、提携先企業
	②技術・仕様などの打ち合わせ	など) へ出向する場合
	③市場調査・会議・視察・見学	②海外支店、営業所などへ転勤する場合
	④アフターサービス	③海外で行う据付工事・建設工事(有期事業)に従
	⑤現地での突発的なトラブル対処	事する場合(統括責任者、工事監督者、一般作業
	⑥技術習得などのために海外に赴く場合	員などとして派遣される場合)

◆ 判断に迷うときは

海外派遣者として特別加入する場合は、右の表のいずれかにあてはまっている必要があります。新たに加入する人だけでなく、すでに海外に派遣されている人も加入できます。ただし、現地で採用された人や単なる留学を目的として派遣された人は加入できません。

海外出張と海外派遣の区別は難しく、最近の裁判例でも、海外現地法人の代表であった赴任者についてこの点が争われたものがあります。「海外派遣者」にあたるにもかかわらず特別加入していないと、労災の適用が受けられませんので、海外派遣者にあたるか判断に迷う場合は事前に確認が必要でしょう。

- ①日本国内の事業主から海外支 店、工場、現地法人など海外で 行われる事業に労働者として派 遣される人
- ②日本国内の事業主から、海外に ある中小規模の事業に事業主と して派遣される人
- ③開発途上地域に対する技術協力 のために派遣される人



◆ 医 療·介 護 ◆

■認知症で免許更新不可、来月から

75 歳以上の高齢ドライバーの免許更新が大きく変わる改正道路交通法が 3 月 12 日に施行されます。 これまでの更新との違いや注意点は以下の通りです。

75 歳以上の人の免許更新は現在、3年に1度行われます。免許有効期限の半年前から認知機能検査や 高齢者講習などの手続きができます。

認知機能検査は、記憶力など3種類を問うもので、「問題なし」「認知機能が低下」「認知症のおそれ」の3段階で判定されます。これは改正前・後とも同じ仕組みです。

改正後の新制度で大きく変わるのが、検査結果を受けての手続きです。免許の有効期限に関係なく、3 月 12 日以降に自動車学校などで認知機能検査を受ける高齢ドライバーから適用されます。「認知症のお それ」と判定されると、医師の診断を受ける必要があります。受診する医療機関も原則、自身で探す必 要があります。

主要都市のある自動車学校では「認知機能検査の予約はすでに 3 か月待ち。今後、予約する人は全員新制度が適用されるため、認知症のおそれと判定された場合は医師の診断が必要になる。免許の有効期限までに手続きが終わらない可能性もあるので、早めに予約してほしい」と呼びかけています。

◇移行期間は半年

一方、検査に引き続いて行われる高齢者講習の内容は、免許の有効期限によって異なります。半年間 の移行期間があるためです。

9月11日までに有効期限を迎える人は、認知機能検査に続いて、2時間半の高齢者講習を受講することができます。

9月12日以降に有効期限を迎える人は、新制度での講習となり、多くが検査と講習を別の日に受けることになります。検査結果によって講習内容や時間、料金が異なるので、結果を受けて自分が受けるべき講習を予約する必要があります。

◇地域の支援拠点を活用

新制度で最も変わるのが「認知症のおそれ」と判定された場合です。

まずは、かかりつけ医に相談し、いない場合には、各都道府県警の免許センターに相談することになります。運転に関する相談窓口で免許制度に詳しい職員が面談に応じてくれます。また、宮崎などでは保健師や看護師が応対し、茨城、山口両県などは専用電話や電子メールでも相談を受け付けています。

このほか、地域の高齢者向けの相談支援拠点「地域包括支援センター」でも相談できます。住所地で担当のセンターが決まっているので、主任介護支援専門員や保健師、看護師らが応対してくれます。

センターには、地域で認知症を専門としている医療機関の情報もあり、免許を返納した場合の代替交通手段、買物した商品を届けてくれるサービスなど、行政や企業、NPOが行う支援にも詳しいです。

◇警察は自主返納を推奨

運転免許証を自主返納すると「運転経歴証明書」の交付を受けることができます。 身分証の代わりに所持する人も多く、提示するとバス・タクシー料金の割引、購入した商品の無料配送

サービス等の特典が受けられる地域があり、割引制度を設けている温泉施設や飲食店、旅館なども多いようです。2012年からは発行後6か月過ぎても銀行口座の開設時などの身分証明としても利用できるなど利便性も高まっており、大きさは免許証と同じで、顔写真付きで生年月日や住所が記載されています。

自主返納は、運転手の自主性を尊重する制度ですが、各警察は、運転が危うくなってきた高齢ドライバーに対して自主返納を勧めています。

免許更新時などに認知症と診断されて免許が取り消されたり、更新手続きが遅れて免許が失効したりした場合には、証明書は交付されません。警察庁は「運転経歴証明書の交付ができない点に注意してほしい」としています。





◆ そ の 他 ◆

■対策はお済みですか? 「従業員による介護」をとりまく最新事情

◆施行から1カ月!「改正育児・介護休業法」

先月、育児·介護休業法の改正法が施行されました。

報道などでは「育児」のほうがクローズアップされがちですが、もう一方の「介護」も要注目 の改正となっています。

◆1月から変わった「介護休業」

従業員の介護休業に関する今年1月からの改正点は次の通りです。

- (1) 介護休業の分割取得が可能に (3回を上限に通算93日まで)
- (2) 介護休暇の取得単位が柔軟化(半日単位も可能に)
- (3)介護のための所定労働時間の短縮措置の回数増(介護休業とは別に3年間で2回以上)
- (4) 介護のための所定外労働の制限の新設(介護終了まで所定外労働を制限)

この他にも、介護の対象となる家族の範囲が拡大されたり、有期契約労働者の介護休業取得要件が緩和されたりと、全体的に従業員の「就業と介護の両立」をより柔軟に支援する方向性での改正と言えます。

今後、介護のために休業を希望する従業員が増えることが予想されます。

改正法はすでに施行されていますので、介護休業の運用体制がまだ整っていないという企業は、今すぐ 就業規則や社内規程を見直さなければなりません。

◆マタハラ防止は当たり前。ケアハラ防止も忘れずに

さらに、今回の改正では、介護を理由とする従業員への不利益な取扱い(介護ハラスメント。通称「ケアハラ」)の防止措置が新たに義務付けられました。

介護休業を取得しようとする従業員に対し、休業を拒否したり、復帰後に閑職へ追いやったり、心無い言葉をかけるような行為が発生したりした場合、その企業は法的責任を追及されるおそれがあります。 防止措置とは、例えば社内報・研修・パンフレットなどで企業としての方針を周知・啓発することや、 苦情を含む相談の窓口を設けることなどです。

これらはマタハラの防止と共通する措置でもあります。

◆企業もダブルケア対策の時代

「ダブルケア」という言葉をご存知でしょうか? 横浜国立大学の相馬准教授とブリストル大学の山下上級講師による造語であり、「子育てと介護が同時期に発生する状態」を指します。

近年は晩婚化の影響で、子育て期間と親の介護期間が重複しやすい傾向にあり、ダブルケアに直面する人が増えています。

内閣府の推計によれば、ダブルケアを行っている人は男性 8 万 5,000 人、女性 16 万 8,000 人で、この数字は今後、年々増加することでしょう。

企業にとっても、「育児休業やマタハラへの対応」と「介護休業やケアハラへの対応」の両立が必要です。今回の法改正をきっかけに、従業員のダブルケア対策を急ぎましょう。







Neisho るが 意。夏。 参のはなし





一生き返ったお国なまり一

『国文学者の池田弥三郎さんに、夫人と一緒に東北の旅館に泊った折の思い出話がある。

散歩に出るとき、番頭さんが"じいさん、ばあさん、お出かけ"と大声で呼ばわった。戻ると今度は"じいさん、ばあさん、お帰り"◆一度はともかく、二度は勘弁ならぬ、キミ、僕たちは確かに若くはないが、もっとほかに言い方があるんじゃないか!問いただしたところ"じいさん、ばあさん"は夫妻の部屋番号"13番さん"であったという◆ほんのひと言で、その土地に生まれ育った人を懐かしい過去に呼び戻し、ゆきずりの旅人には土産ばなしを残してくれる。お国なまりは魔法の言葉だろう。・・・・(略)遠い故郷の風景が浮かぶお国なまりはありがたきかな。』

これは、読売"編集手帳"に掲載されたエッセーで、池田氏の話を"書き出し(起)"とし、連休で大勢の人が帰省する情景を(結)として綴られたものです。

本誌読者の中には、この"13番さん"の話を記憶している方もおられるのではないでしょうか。 かつて私は、本コラムの第1話(No.1)で、著名人が大勢の人を前にいかにして第1声で人を惹付けているか、その2.3の例を書いたことがあります。

- ◎眠くなったら机に顔を伏せて寝て下さい。1人でも聞いている人があれば話を続けますが、最後の 1人が顔を伏せれば私は帰らせて頂きます。—薬師寺館長、高田好胤氏—
- ◎大楠公、小楠公の講話をした時、学生から大何個・小何個って何のことですかと質問され、びっくり、がっかり一同氏─(筆者注、南北朝時代の武将、楠木正成(大楠公)が、兵庫湊川で足利尊氏との決戦を前に、わが子正行(小楠公)と桜井の里で訣別し故郷の千早赤坂へ帰らせた)
- ◎私が男でなくなった時には社長の座を長男に譲ります―ワコール塚本社長―講演の度にこんな話(布石)をしておいて、10年後の株主総会は既定路線としてスムーズに。

さて、次に前記の"13番さん"の例ですが、それに至る経緯を少し説明しますと一

約40年前、小学校のPTAの役員をしていた頃、その総会時に"人を動かす話術"のようなテーマでよく講演会を催しておりました。現在のように国民総評論家で多才な人が多い時代と違って、広く知られている識者といえばテレビの看板アナウンサー。そこで登場したのが"アタック25"の番組で人気の児玉清氏(数年前逝去)や、NHKを代表する鈴木健二氏でした。

ご存知のように鈴木氏は、後年ミリオンセラーとなった"気くばりのすゝめ"や"心づかいの技術"の上椊で一躍有名になられましたが、私達がお迎えした時、壇上に上がった第一声がご自分達の新婚旅行の話題でした。氏は東北大学の出身ですから青春時代を懐かしく思われたのか、或いは東北地方ならわが家の庭のように熟知しておられたのか 予約していた旅館に着いた途端、出迎えてくれた番頭さんが大きな声で"じいさん、ばあさん、お着き~"新妻が驚いた様子で顔を合わせているところへ現れた仲居さんに案内されたのが部屋番号"13番"。ここで鈴木氏がいわゆるズーズ弁で"ずーさんばんさん・・・"と言われて皆んな大笑い。そんな情景を思い出しながら6年前に本誌のコラムに書いたのですが、今回"編集手帳"士が紹介されたのが池田氏の"13番さん"。

どちらかが、聞いた話を自らの体験に置き換え披露して笑いを誘われたのか、それとも全く偶然に 2人が別々に体験されていたのか・・・

"引用の天才"とか"引用の手品師"と言われている編集士に尋ねてみても恐らく? 池田氏は鬼籍に入られて既に久しい。

筆者紹介:八崎輝義 日本チバガイギー㈱教育研修課長、取締役人事統括部長、京都薬科大学常任理事を歴任、現京薬会相談役。著書"エイズ"、"京薬会の120年の軌跡"等執筆。





今月の書籍紹介~一押しの一冊をご紹介します~



「加害者家族」 著者:鈴木 伸元 (幻冬舎新書)

重大犯罪が起きたとき、多くの加害者家族は、「身内が事件を起こしてしまった」という事実に 打ちのめされます。自責の念にさいなまれ、笑うことはもちろん、泣くことも発言することも許さ れず、ゆえにその悲劇はあまり知られません。本書は、加害者の周囲にどのような影響が生じるの かを描いたルポルタージュです。

ある日、夫婦と長男の家族3人で暮らす家庭に警察から電話が入り、「夫へ任意で事情を聴きたい」と言います。その日から連日の事情聴取が始まり、やがて夫から「近所で起こった殺人事件の犯人は自分だ」と告白され、夫は逮捕されます。

頭を整理する間もなく、自宅へ大挙しておしかけるメディア各社。とても自宅にいることはできず、真夜中に着替えや健康保険証を取りに戻るせつなさ。招かれざる騒動にうんざりする近隣住民からのクレーム。子供への説明やしばらくの預け先の確保に悩み、学校への対応や職場への協力要請などに否応なしに追われます。

妻は日々事件のことを考え、被害者やその家族への申し訳ない気持ちを半分抱きつつも、その一方で、夫が犯した犯罪なのだから自分には関係のないこと、という気持ちがないまぜになったまま心の整理がつきません。

妻の親友に子供をしばらく預かってもらえることになったものの、共同生活が長期化するにつれて、家に他人の子供がいる状況に親友の夫が耐えられず、夫婦関係は悪化します。子供の転校と共にその生活は終わりますが、親友は夫との関係を修復できずに離婚に至ります。加害者の妻は、今では音信不通になってしまった親友を巻き込んでしまったことを深く後悔します。

精神的・経済的に追い詰められる生活の中、妻は保護司から夫の言葉を伝えられます。「刑を終えて刑務所から出たら、家族で一緒に暮らしたい・・・」。夫は、自分の妻が子供と共に世間から身を隠し、おびえながら暮らす羽目になっていることを知らないばかりか、家族の窮状を想像することなく刑務所の中で暮らしている。加害者家族よりも、加害者の方が刑務所で「守られている」ことに怒りを禁じ得ません。

他の事件のケースにおいても、加害者の兄弟姉妹や親戚が巻き込まれ、勤め先の退職やパートナーとの婚約破棄を余儀なくされたり、学校をやめて夢をあきらめざるを得なくなる場面があり、なんとも遣り切れない思いが募りました。社会で生きる上で、加害者の関係者がどこまで事件の責任を負うべきかを突き付けると共に、一つの事件の裏でどれだけの関係者が苦しむことになるのか、あえてスポットを当ててくれています。

(執筆 伴野 中間)



<3 月の税務と労務の手続[提出・納付先]>

10 日

- ○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局 または銀行]
- ○雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に 採用した労働者がいる場合>

「公共職業安定所]

○労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に 一括有期事業を開始している場合>

[労働基準監督署]

15 日

- ○個人の青色申告の承認申請書の提出<新規適用の もの>「税務署]
- ○個人の道府県民税および市町村民税の申告[市区 町村]
- ○個人事業税の申告[税務署]
- ○贈与税の申告期限<昨年度分>「税務署】
- ○所得税の確定申告書の提出[税務署]
- ○確定申告税額の延期の届出書の提出「税務署]

3月31日

- ○健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- ○健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
- ○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告 書の提出「公共職業安定所〕
- ○外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- ○個人事業者の消費税の確定申告期限「税務署]

~ちょっとブレイク~



撮影者コメント

「朝、外が明るくなるのがだんだん早くなってきたことが感じられる季節になりました。この季節は三寒四温という言葉がよく頭に浮かびます。本来は冬の季語ですが、寒い日と暖かい日が交互に続くようになると春が来たことを実感します。

この雛人形も毎年我が家に春の訪れを感じさせてくれるもののひとつです。」 撮影者 久保田 裕美

当事務所より一言

白い冬から、梅などが淡く色づく春の到来を感じる昨今です。しかし確実な春の到来とは別に日々の寒暖の差は近年非常に大きくなっています。最高気温が1日で10度以上も差がある日が散見されます。みなさんの体調管理大丈夫でしたでしょうか。

社会情勢では先日、平成 29 年 3 月からの健康保険料と介護保険料が発表されました。また、雇用保険料につきましても国会に法案が提出されました。年金につきましても、今年の秋に厚生年金の保険料が18.3%に改定され長年の保険料率のアップが終了される予定です。また同一労働同一賃金を巡る賃金格差の問題や残業上限枠を定め、罰則を付与した改正案が政府から提出されようとしています。電通事件よりさらに注目が集まっている長時間労働に対する規制が活発になっています。

激動する社会情勢に対応するためにも新年度 を前に、今一度次年度に向けた準備のために周 囲を振り返ってみてはいかがでしょうか。新し い季節、何かについて見直してみるのも大切で はないでしょうか。

当事務所は、事業主の皆様の労務管理・人事 管理のお役に立てるよう日々、東へ西へと奔走 しております。「誠実・迅速・熱意」をモット ーに、お声がかかればどこにでも飛んでいきま す。「労働トラブル相談」「就業規則作成」「人 事制度の策定」「社会保険・給与計算」等、お 気軽にご相談ください。今月ものぞみプランニ ングレポートをお届けできることを嬉しく思い ます。皆様との「出会い」「ご縁」「絆」に心 より感謝申し上げます。

by 坪内 直樹

